

# 様式例 13 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

## 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日: 令和元年8月20日

評価者: 健康福祉局指定管理者選定評価委員会

### 1. 業務概要

施設名	川崎市特別養護老人ホームすみよし
指定期間	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日
業務の概要	・常時介護を必要とし、家族等の生活環境により、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方に対して介護を行う施設(対象:原則要介護3以上、要介護1・2は特例入居あり)
指定管理者	名称: 社会福祉法人セイワ 代表者: 理事長 石野 厚 住所: 高津区末長1-3-13 電話: 044-861-6192
所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課(内線: 32422)

### 2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	施設としての取り組み全般について、神奈川県から「かながわ認証」、入所系サービス部門では「ベスト介護セレクト20」を平成29・30年度連続受賞するなど、常に高い目標を持ち、施設での取り組みに対し、外部から高く評価されている。空床ベッドの活用等サービス向上にも積極性が感じられ、地域との交流も円滑で良好な関係を構築している。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	事業計画等に基づく事業目的を達成し、適正に施設運営を行っている。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	事故防止に向け各種マニュアルを整備、随時見直しを実施。事故発生時には、カンファレンスを行い、事故状況の確認と要因、再発防止策の検討を行い、毎月開催している事故防止委員会にて、情報共有と事故予防に努めている。
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	最新の特殊浴槽に入れ替えたことや、介護ロボット等の活用を取り入れ始めたことにより、利用者の体力的・精神的負担軽減とともに職員の負担軽減が図られることで、余裕をもった支援につながると考えられる。今後も新しい取り組みを取り入れることでこの水準を維持し、さらなる向上に向け進めていただきたい。
5	非公募更新のための条件を満たしているか(該当施設のみ)	—

### 3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	四半期毎に施設において実施のセルフモニタリング結果を受け、その都度評価を行い、適正な施設運営水準の維持、継続に努めている。
2	制度活用による効果はあったか。	(サービスの向上等) ・特別養護老人ホームは、市内に56施設整備(平成31年4月1日現在)しており、施設の運営形態については、民設民営が48施設、公設民営(指定管理施設)が8施設となっている。 ・民設民営の施設と同様に、指定管理施設についても指定管理料は計上せず、介護保険制度における介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされている。 ・第3者評価(優良)・介護サービス情報(5点満点中、施設5.0通所4.85居宅4.57)を受審し、総合的に優良との評価を受けると同時に、そのときの指摘箇所の改善が現在の質の向上につながり、施設としての取り組みについて外部から高く評価を受けることができた。 ・「集客から創客へ」の事業理念の元、地域で行われる講座やイベントなどへ積極的な参加協力を通して地域における福祉施設の理解と地域福祉の活性化にも努めている。 ・各種加算の取得に向けて努力をした。そのことが稼働率の上昇と収入増加となり、経営の安定につながっている。 ・平成27年4月の制度改正により、入居対象が原則要介護3以上に限定(但し、要介護1・2については特例で入居可能)されたことから、自宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ってきた。今後も引き続きサービスの質の維持、向上を目指しながら、令和3年度からの指定管理者制度から民設化に向け、円滑な移行を目指し準備を進める必要がある。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	稼働率・収支実績ともに年々努力している結果がみられる。必要なコストは、それに見合う効果がでており、利用者の精神的負担軽減及び職員の体力的負担軽減がされていることがわかる。 特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされている。今後も引き続き、要介護の中重度の方の「住まい」として機能していくことが求められている。

		また、施設及び設備において経年劣化が顕著に現れており、修繕等の対応が求められる。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	市内にある指定管理者制度による特別養護老人ホーム8施設の運営形態については、指定管理者制度による運営を今期令和2年度末までとし、令和3年度から民間による運営に移行していく。

#### 4. 今後の事業運営方針について

特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされており、また、平成27年4月の介護保険制度の改正により、要介護3以上の中重度の方の「住まい」としての機能が求められている。また、特別養護老人ホームは、入所施設であり、利用者の要介護状態に応じて、生活面での支援を行う施設であり、利用者との信頼関係の維持継続が極めて重要である。

今後も引き続きサービスの質の維持、向上を目指しながら、令和3年度からの指定管理者制度から民設化に向け、円滑な移行を目指し準備を進める必要がある。